

# 宝生流教授嘱託会会則

昭和49年6月29日制定  
昭和56年8月2日改定  
昭和59年8月4日改定  
平成22年8月1日改定  
平成25年8月4日改定

宝生流教授嘱託会

## 総 則

- 第1条 本会は、宝生流教授嘱託会と称する。
- 第2条 本会は、会員の技能の向上と親睦を図り、結束して宝生流の拡大発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会の本部を東京都文京区本郷1—5—9宝生能楽堂内に置き、各地に支部を置く。
- 第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。
- (1) 会報および会員名簿を発行する。
  - (2) 全国大会を開催する。
  - (3) 研究会、講座、講習会および謡曲名所巡り等を開催する。
  - (4) 地方大会および支部の行事に対して協力する。地方の要請があったときは、大会の主催または共催をする。
  - (5) その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事項

## 会 員

- 第5条 本会の会員は、宝生流教授嘱託免状受領者とする。
- 2 会員は入会金および年度会費を納入するものとする。
  - 3 年度会費を継続して3年間納入しない者は、会員の資格を失う。
- 第6条 会員は宝生流教授嘱託の本分に従い、初心者指導および流儀の普及・振興に努める。
- 第7条 本会の事業に協力し、流儀の拡大発展に顕著なる功労のあった会員は、理事会で審議し、名誉会員に推挙する。

## 役 員

- 第8条 本会に次の役員を置く。
- (1) 理事長 1名

- (2) 副理事長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

第9条 理事および監事は、総会において選任し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事の選考については、地方ごとに、支部長または支部長の推薦する者の中から最低1名を選出する。

第10条 理事長は、理事の互選によって選任する。

第11条 理事長は、本会を代表し、会務を統括する。

第12条 副理事長は、理事のうちから理事長が選任し、理事会の承認を受ける。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

第13条 本会は、宝生流宗家を名誉会長に推戴する。

#### 顧問・相談役

第14条 本会は、社団法人宝生会の役員および職分のうちから、理事会の推薦により顧問に委嘱することができる。

第15条 本会は、本会に多大の功績があった会員のうちから、理事会で審議し相談役に推薦することができる。

- 2 相談役は理事会に出席することができる。

#### 支部長

第16条 各地の支部に支部長を置き、支部を代表する。

#### 事務局

- 第17条 本部に事務局を設け、事務職員1名を置く。
- 2 事務職員は、庶務関係、会計事務関係、その他会の一般事務等を公正に処理しなければならない。
  - 3 事務職員は、理事会および支部長会議に出席し、意見を述べることができる。

#### 総会

第18条 定時総会は、毎年1回全国大会開催地において開催する。

第19条 総会は、理事長が招集し、次の事項を審議し承認する。

- (1) 事業報告、決算報告、監査報告および会務報告
- (2) 事業計画および予算
- (3) その他必要と認められる事項

- 第20条 総会の出席者は、第8条の役員及び次に定める代議員とする。
- 2 代議員は、第16条の支部長とし、第8条の役員との兼任を妨げない。
  - 3 総会の議事は、委任状提出者を含む出席者の総数の過半数により決することとし、賛否同数の場合は、理事長の決するところによる。
  - 4 役員を兼任する代議員の議決権は1個とする。
  - 5 総会の運営は、別に定める「定時総会運営規定」による。

#### 理事会

- 第21条 理事会は、必要により理事長が随時招集し、業務執行についての重要事項を審議し決定する。
- 2 日常の業務は、理事長および副理事長において処理し、理事会に報告する。

#### 支部長会議

第22条 支部長会議は、毎年1回全国大会開催地において開催する。

- 2 必要があるときは臨時に開催することができる。
- 3 支部長に差支えがあるときは、代理者の出席を認める。
- 4 全国大会等を議題として扱う場合は、大会開催地の支部役員も出席し、意見を述べることができる。

第23条 支部長会議は、理事長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 本会の運営についての重要な事項
- (2) 全国大会や大会に付帯する観光等の事項（本部や関係支部が必要と認めた時）
- (3) その他必要な事項

## 会 計

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。年度末日を以って決算する。

第25条 本会の経費は、会費その他の雑収入をもってこれに充てる。

第26条 入会金、寄付金は、本会運営の安定化を図るため、基金として積み立てる。

- 2 基金は取り崩さない。ただし、基金の趣旨に従った特別の事情が生じた場合は、理事会の承認を得て支出することができる。

## 表 彰

第27条 本会は、本会の事業に功労があった会員を、表彰することができる。

- 2 表彰規定は、別に定める。

## 会則改正

第28条 本会則の改正は、理事会および支部長会議の審議ならびに決議を経て、総会の承認を受けて成立する。

## 附 則

第1条 本会則は、平成25年8月4日より施行する。

第2条 本会則施行にあたり、施行前の事業年度の決算については、なお従前の例によるものとし、施行後最初に到来する1月1日から3月31日までの四半期決算については、本会則による。

- 2 第1項の施行後最初に到来する1～3月中の3か月分については、年度会費を徴収しないこととする。

第3条 会則第5条第2項の入会金および年度会費は、次のとおり定める。

- (1) 入会金 2,000円（入会時）
- (2) 年度会費 ~~3,500円~~ 年度会費は、会則第24条の事業年度に換るものとし、<sup>4,500円(30,4,1より)</sup>年度の途中であっても同一金額とする。
- (3) 入会金、年度会費は返還しない。
- (4) 会則第7条の名誉会員は、年度会費を免除する。

宝生流教授囑託会会則に基づく業務執行についての、施行規則を定める。

第1条 会則中本部・地方および支部は、次の表による。右欄の支部は中欄の地方の管轄に入るものとする。

本部	地方	支部
宝生流教授囑託会	1 北海道	札幌、空知、旭川
	2 東北	青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県
	3 関東甲信越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京 神奈川県、山梨県、長野県、新潟県
	4 北陸	富山県、高岡、石川県、福井県
	5 東海	静岡県、東海
	6 西日本	関西、中国、山陰、山口県、四国
	7 九州	九州

第2条 地方大会は、1、北海道大会、2、東北大会、3、関東甲信越大会、4、北陸大会、5、東海大会、6、西日本大会、7、九州大会をいう。

第3条 会則第4条第2号の全国大会の開催地は、各支部の持ち回りとし、本部と共同して開催する。この場合、本部を主催者、当番支部を共催者とする。

附則

第1条 本施行規則は、平成22年8月1日制定し同日施行する。

- 1 宝生流教授囑託会会則（以下、「会則」という。）に基づく定時総会（以下、「総会」という。）は、原則として、全国大会の前日に開催する。
- 2 会則第16条の支部長が、代議員の任に当たるが、やむおえない場合は、代理者を指名することができる。  
(2) 代理者を指名した時は、支部長は、理事長に届けねばならない。
- 3 会則第8条の役員が総会を欠席する場合は、理事長に届けなければならない。
- 4 支部長が、総会を欠席する場合は、理事長に委任状を提出しなければならない。
- 5 総会の開催一ヶ月前までに、出席者に対し議案を送付するとともに、出席の可否等を聴取するものとする。  
(2) 事情によっては、この期間を短縮することが出来る。
- 6 総会での採決は、挙手によって行う。
- 7 その他、本規程に定めのない事項については、理事長及び副理事長の協議により決するものとする。  
(2) この場合、その内容を理事会に報告するとともに、事案によっては、支部長に通知するものとする。

●平成25年6月4日の理事会で承認

●同上理事会の付帯承認事項

支部長が代行者で運営している支部については、その代行者を支部長とみなす。

●施行期日 平成25年8月4日